

新潟市立図書館資料の賠償に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館条例（昭和39年新潟市条例第32号）第18条の規定に基づき、新潟市立図書館が所蔵する図書、雑誌、その他図書館資料（以下「資料」という。）の賠償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(賠償の方法)

第2条 新潟市立図書館の利用者が故意又は過失により資料を亡失又は汚損・破損した場合は、当該利用者に対し別記様式による図書館資料亡失等届出書（以下「届出書」という。）を速やかに提出させる。

2 館長は、第1項により賠償させる場合、届出書の受理から3か月以内に賠償するよう求めるものとする。

3 賠償を求める基準は、別表によるものとし、基準のうち一つ以上該当する場合は賠償の対象とする。ただし、次の場合は賠償の対象としないことができる。

(1) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

(2) 修復可能な場合

(3) 賠償にあたらないと館長が判断する場合

4 資料の賠償は、原則として同一資料により賠償するものとする。ただし、同一資料による賠償が困難な場合は、現金により賠償するものとする。

5 利用者が児童等責任能力のない者である場合は、利用者に代わり、保護者等利用者の監督義務を負う者に届出書の提出及び賠償を求めることができる。

6 相互貸借サービスにより他館から借り受けた資料については、借り受けた図書館の賠償基準及び賠償方法を優先する。

(賠償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、賠償を免除することができる。

(1) 火災、又は自然災害等により亡失又は汚損・破損した場合

(2) 盗難や事件等による被害により、利用者等の責めに帰すことができない事情があると館長が認めた場合

(3) その他館長が認めた場合

2 前項に該当する利用者で、賠償の免除を受けようとする場合は、届出時に「罹災証明」又は「被害届出証明書」等を館長に提出し、承認を受けなければならない。

(賠償期日を経過した利用者の取扱い)

第4条 第2条第2項の賠償期日までに賠償されなかった場合、当該利用者について新たな資料の予約及び貸出ができないものとする。

(返還等の請求)

第5条 利用者が亡失により賠償した資料が、その後発見された場合であっても返還しないものとする。

2 利用者が汚損・破損した資料は、賠償完了後に当該利用者から申し出がある場合には、装備を外した上で、無償で譲渡することができる。

(その他)

第6条 疑義が生じた場合は、館長がその対応について決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

図書館資料の賠償を要する基準

	対象	状態
(1)	水漏れ・飲食物等の染み	①飲食物や水濡れ等により，染み等の汚れ，ページの歪み，波うちが生じた場合 ②飲食物やセロハンテープ・糊等の付着によりページが接着した場合又は接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 ③カビが発生した場合 ④血液による染みを生じた場合
(2)	資料の一部の亡失・汚損・破損	①破れ，切り取り，ページの欠損が生じた場合 ②タバコ等による焦げ跡が残った場合
(3)	書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等の消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがあった場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても，筆圧等が強く，消した後も読み取りが困難な場合又は痕跡が残った場合 ③鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても，消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合
(4)	噛み跡	①乳幼児，ペット等が噛んだため，噛み跡や傷が生じた場合 ②乳幼児，ペット等が噛んだため，資料が破損した場合
(5)	異物の挟み込み等	衛生上問題のある異物が挟み込まれていた場合
(6)	型紙・地図等資料の付録	①（1）～（5）及び（9）に準じ，賠償が必要と判断された場合 ②付録を亡失・汚損・破損した場合
(7)	電子付録	①再生機器で再生できない状態になった場合 ②再生の際に機器の故障が生じる恐れがあった場合 ③電子付録を亡失・汚損・破損した場合
(8)	視聴覚資料	①再生機器で再生できない状態になった場合 ②再生の際に機器の故障が生じる恐れがあった場合 ③歌詞カード，解説書等付録の亡失・汚損・破損については，（1）～（5）及び（9）に準じる。
(9)	その他	利用に供することが困難と館長が判断した場合

